

東京証券取引所 内国アクティブ運用型ETF上場 の手引き 第3版

株式会社東京証券取引所

目次

I 上場審査	3
1. 上場までのスケジュール	
2. 各種手続きの内容	
3. 上場審査の内容	
(1)上場審査基準一覧	6
(2)デリバティブ取引等に係る権利に対する投資制限(有第 1104	条の2第2号b (g))12
(3)投資信託財産等の範囲に関する上場審査(有第 1104 条の 2 第	2号e)13
(4) 信用リスクがあるETFに関する上場審査(有第 1104 条の 2	第2号g)13
(5)ポートフォリオ情報の提供に関する上場審査(有第 1104 の 2	第3号)16
(6)開示の適正性に関する上場審査(有第 1104 の 2 第 4 号)	17
(7)投資信託財産等の運用等の健全性に関する上場審査(有第 110)4の2第5号)19
(8)内国アクティブ運用型ETFの上場実績を有する管理会社にタ	対する審査 22
4. 上場申請書類等	23
5. (参考)テクニカル上場	29
Ⅱ 適時開示	30
1. 適時開示項目	
2. 「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制	削等に関する報告書」の開
示	40
3. 情報提供項目	41
4. 提出書類	
Ⅲ 上場廃止	49
Ⅳ 上場に関する料金	54

内国アクティブ運用型ETFの上場の手引き

〇注意事項

- ・ この「内国アクティブ運用型ETFの上場の手引き」は、内国アクティブ運用型ETFの上場審査、適時開示及び上場廃止等の基準や手続き等の概要を説明するためのものです。上場審査基準、適時開示基準及び上場廃止基準等の詳細につきましては、有価証券上場規程第 5編「ETF」をご確認ください。
- なお、内国アクティブ運用型ETFの定義は以下のとおりです。

内国アクティブ運用型 ETF

法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であって、投資信託財産等を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用することを目的とする投資信託に係るもののうち、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を一致させるべき特定の指標が存在しない投資信託に係るものをいいます。

(略語)

法:金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

施行令:金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)

有:有価証券上場規程

有施:有価証券上場規程施行規則

投資信託法:投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)

投資信託法施行令:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号)

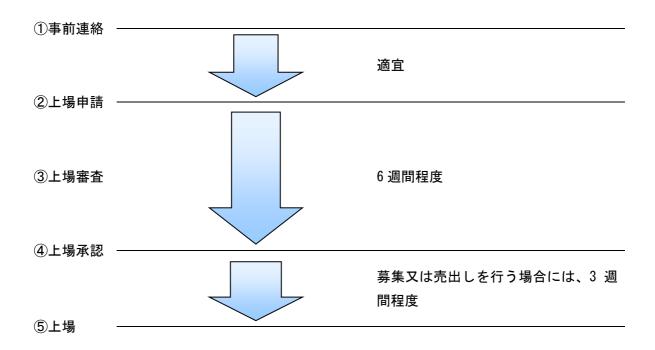
投資信託法施行規則:投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理府令第 129

号)

<u>I 上場審査</u>

1. 上場までのスケジュール

上場までの標準的なスケジュールは以下のとおりです。ただし、個々の銘柄ごとに上場審査に 要する期間は異なります。



2. 各種手続きの内容

①事前連絡

1

2

上場申請を予定している銘柄について、以下に掲げる事項を可能な範囲で事前にご連絡ください。事前連絡は必須ではありませんが、上場審査をスムーズに進める観点からお願いするものです。

内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書の内容

- 運用方針(管理会社における名称を問わず、運用目標及びその達成手段としての一連の 運用プロセス(投資対象候補の選定からポートフォリオの構築までに至る一連のプロセ スのことをいいます。以下同じ。)が規定された方針のことをいいます。以下同じ。)を 中心にご説明をお願いします。なお、ドラフトを用いてご説明いただくことも可能です。

信託財産が投資される対象

- 信託財産が投資される対象が、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条(特定 資産の範囲)に掲げる資産のどれに類似する資産に該当するかをご説明ください。
- ※ 投資信託等に投資するETFである場合には、当該投資先投資信託等についても、運用方針や 信託財産が投資される対象に関するご説明をお願いすることがあります。

②上場申請

上場承認予定日から起算して、原則として6週間程度**前の日が上場申請日となります。上場申請日には、有価証券新規上場申請書のほか、各種上場申請書類(「4. 上場申請書類等」参照)の提出が必要となります。

なお、上場申請日は、上場承認予定日のほか有価証券報告書又は有価証券届出書の印刷校了時期や祝祭日の有無などを考慮し、関係者との十分な調整のうえ設定するようお願いいたします。

※ 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、当該新規上場申請銘柄の上場申請日を起算日として3年以内に、他の内国アクティブ運用型ETFの上場承認を受けている場合において、前回の上場申請時以降、当該管理会社の運用体制の状況等に大きな変化が見られないと認められるときなどには、6週間より短い期間となる場合があります(下記3.(8)参照)。

管理会社において、上記に該当する可能性があると考える場合には、上記①(事前連絡)において、その旨を申し出てください。

③上場審査

〇上場申請者

以下の2者が上場申請者となります。有価証券新規上場申請書は、以下の2者による連名で ご提出いただきます。

管理会社	投資信託委託会社(投資信託法第2条第11項に規定する投資信託委託会社)
	をいいます。また当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信
	託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含みます。
	なお、商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託財産の運用
	や指図を行う内国アクティブ運用型ETFの場合には、投資信託委託会社の
	うち、投資信託法第 223 条の 3 第 1 項において読み替えて適用する法第 35 条
	第 4 項の承認を受けた者 (業として特定投資運用行為を行うことについて承
	認を受けた者)に限ります。
信託受託者	信託会社等
	信託会社等とは、投資信託法第3条に定める信託会社等(信託会社又は
	信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
	(昭和 18 年法律第 43 号) 第1条第1項の認可を受けた金融機関) をい
	います。

〇上場審査の内容

上場審査の内容は、「3. 上場審査の内容」をご覧ください。

4上場承認

上場審査が終了すると当取引所のホームページを通じて、また、報道機関などに対して、当取引所が上場承認の発表を行います。上場承認日から上場日までの間に当取引所上場部上場会

社担当者から適時開示の実務担当者の方に、適時開示の諸手続きについて説明が行われます。

⑤上場

上場した後は、当取引所の有価証券上場規程及び各種通知文等に基づき、適時開示等が求められます。特に投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことが必要となります。

3. 上場審査の内容

上場審査は、主に以下の上場申請書類に基づいて実施いたします。なお、より適正な記載が 望まれるものがある場合には、修正をお願いする場合があります。

а	有価証券新規上場申請書
b	有価証券報告書(ドラフト)又は有価証券届出書(ドラフト)
С	投資信託約款又は信託約款
d	新規上場申請に係る宣誓書
е	内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書
f	投資信託財産等の範囲に関する確約書
g	ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書
h	新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類 ・新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み ・カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制等

(1) 上場審査基準一覧

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ETF】	根拠規定	備考
管理会社	新規上場申請銘柄に係る管理会社が一般社団法人投	有第 1104 条	
	資信託協会の会員であること。	の2第1号	
法令への	新規上場申請銘柄が、公社債投資信託以外の証券	有第 1104 条	・ 括弧の記載は実際の規定
適合	投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる	の2第2号a	では有第1104条第1項第2
	 投資信託に該当するものを除く。) の受益証券で		号柱書きに記載されてい
	あること。		ます。
投資信託	新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)から	有第 1104 条	
約款の記	(h)までの内容が記載されていること。	の2第2号b	
載内容	(a) 投資信託契約の期間の定めを設けない旨		
	(b) 計算期間として定める期間が1か月以上で		
	あること		
	(c) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募によ		
	り行われる旨		
	(d) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨		
	(e) すべての金融商品取引所において受益証券		
	の上場が廃止された場合には、その廃止され		
	た日に投資信託を終了するための手続を開始		
	する旨		
	(f) 受益者の請求により信託契約期間中に投資		
	信託契約の一部解約をする場合には、管理会		
	社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属		
	する有価証券その他の資産のうち当該一部解		
	約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対		
	する持分に相当するものについて換価を行う		
	よう指図する旨		
	(g) 次のイからハまでに掲げる目的によるもの		・ いわゆるブル型・ベア型の
	を除き、法第2条第20項に規定するデリバテ		商品は、左記(g)の要件
	ィブ取引及び商品投資等取引に係る権利に対		を満たすことができませ
	する投資として運用を行うものではない旨		ん。
	イ 投資信託が投資の対象とする資産を保有し		・ 詳しくは、 <u>「(2)デリ</u>
	た場合と同様の損益を実現する目的		バティブ取引等に係る権
	ロ 投資信託の資産又は負債に係る価格変動及		利に対する投資制限」の
	び金利変動により生じるリスク(為替相場の		欄をご参照ください。

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ETF】	根拠規定	備考
	変動、市場金利の変動、経済事情の変化その		
	他の要因による利益又は損失の増加又は減少		
	の生じるおそれをいう。以下同じ。)を減じ		
	る目的		
	ハ 先物外国為替取引により、投資信託の資産又		
	は負債について為替相場の変動により生じる		
	リスクを減じる目的		
	(h) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信		・ 左記規則第 17 条の 3 (信用
	託等の運用に関する規則第17条の2の要件を		リスク集中回避のための投
	満たす投資制限が設けられていること		資制限の例外)の要件を満
			たしても、左記(h)の要
			件を満たしたことにはなり
			ません。
投資信託	新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)及び	有第 1104 条	
約款の記	(b) の内容が記載されていないこと。	の2第2号c	
載内容	(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の		・内国指標連動型ETFとの
(禁止事	変動率を特定の指標の変動率に一致させるよ		区別を明確にするために左
項)	う運用する旨		記(a)が設けられていま
	(b) 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解		す。
	約する旨(基準価額が正でなくなった場合に		
	投資信託契約を解約する旨の記載その他の当		
	取引所が適当と認める記載を除く。)		
指定参加	指定参加者が、すべて適格機関投資家であり、かつ、	有第 1104 条	
者	2 社以上であること。	の2第2号d	
投資信託	新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第 2 条第	有第 1104 条	・詳しくは、 <u>「(3)投資</u>
財産等の	20 項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品	の 2 第 2 号 e	信託財産等の範囲に関す
範囲	投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第 19		<u>る上場審査」</u> の欄をご参
	条第3項第1号に掲げるもの(次の(a)から(c)		照ください。
	までに掲げるものを除く。)に対する投資として運		
	用すること		
	(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の		・「投資信託等」とは、投
	変動率を特定の指標の変動率に一致させるよ		資信託及び外国投資信託
	う運用する投資信託等の受益証券等のうち、		並びに投資法人及び外国
	当該指標がレバレッジ型・インバース型指標		投資法人の総称をいいま

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ETF】	根拠規定	備考
	であるもの		す(以下同じ)。
			・「受益証券等」とは、投
			資信託の受益証券、外国
			投資信託の受益証券、投
			資証券及び外国投資証券
			の総称をいい、これらを
			受託有価証券とする施行
			令第2条の3第3号に規
			定する有価証券信託受益
			証券及び法第2条第1項
			第 17 号に掲げる有価証
			券のうち同項第 14 号に
			規定する受益証券発行信
			託の受益証券の性質を有
			するものを含みます(以
			下同じ)。
	(b) 有第1104条の2第2号bの(g)に掲げる目		・「 <u>当該各権利に対する投資</u>
	的以外の目的により、デリバティブ取引に係		目的を問わない投資信託等
	る権利又は商品投資等取引に係る権利に対す		として施行規則で定めるも
	る投資として運用を行っている投資信託等の		<u>の</u> 」とは、次のとおりです。
	受益証券等(当該各権利に対する投資目的を		- 投資者の資金を主とし
	問わない投資信託等として施行規則で定める		て有第 1201 条第 12 号に
	ものに係る受益証券等を除く。)		掲げる不動産等又は同条
			第1号の3に掲げるイン
			フラ資産等に対する投資
			として運用することを目
			的とする投資信託等であ
			って、その受益証券等が
			国内の金融商品取引所に
			上場しているもの
			- 投資信託財産等の一口
			あたりの純資産額の変動
			率を特定の指標(レバレ
			ッジ型・インバース型指
			標を除く。)の変動率に一
			致させるよう運用する投
			資信託等であって、その

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ETF】	根拠規定	備考
			受益証券等が国内の金融
			商品取引所に上場してい
			るもの
			- 上記に類する投資信託
			等であって、その受益証
			券等が外国金融商品取引
			所等に上場しているもの
	(c) 投資信託等の受益証券等以外の有価証券で		・仕組債への投資は、指標に
	あって、デリバティブ取引に係る権利又は商		連動する投資成果を目的と
	品投資等取引に係る権利が組み込まれたもの		するものを除き、認められ
	のうち、特定の指標(レバレッジ型・インバ		ません。
	ース型指標を除く。)に連動すること以外の		・レバレッジ型・インバース
	投資成果を目的として発行されたもの		型指標に連動する投資成果
			を目的として発行されたE
			TNや仕組債への投資も認
			められません。
円滑な流	次の(a)から(c)までに適合すること。	有第 1104 条	・(a)は事前に受益証券を
通の確保	(a)貸借取引を行うために十分な量の受益証券の	の2第2号 f	多数保有する機関等との調
	借入れが可能であると認められること。		整が必要となります。
	(b) 指定参加者である取引参加者が、当取引所の		・確認には申請書類の <u>「新規</u>
	市場における新規上場申請銘柄の円滑な流通		上場申請銘柄に係る確認事
	の確保に努める旨を確約すること。		<u>項を記載した書類」</u> 及び <u>「円</u>
	(c)新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価		滑な流通の確保に努める旨
	格形成を阻害する要因が認められないこと。		を指定参加者である取引参
			<u>加者が確約した書面」</u> を用
			います。
			・指定参加者が第三者の委託
			注文を受注することで円滑
			な流通の確保に努める場合
			には、上記の確約書面にそ
			の旨等を追記するとともに
			(下記 4. 上場申請書類等
			の (注 4) 参照)、指定参加
			者と当該第三者の間に一定
			の契約関係があり、当該契
			約について、原則として当

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ETF】	根拠規定	備考
			取引所が書面等にて確認で
			きる必要があります。
			・当初設定時には、受益権
			口数等について信託契約
			における信託の終了事由
			に該当しないことが求め
			られます。
			・当初設定日から一部解約
			の請求を開始できるまで
			の期間 (クローズド期間)
			は、円滑な一部解約の請
			求の観点から問題が生じ
			るほど長い期間ではない
			必要があります。
信用状況	新規上場申請銘柄が指標連動有価証券等組入型	有第 1104 条	・確認には申請書類の「新
に関する	ETFに該当する場合にあっては、上場後継続的	の2第2号g	規上場申請銘柄に係る確
管理体制	に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンタ		認事項を記載した書類」
等	一・パーティーの信用状況に関する管理体制等が		を用います。
	管理会社において適切に整備されていること。		・指標連動有価証券組入型
			ETFや提出書類につい
			ては <u>「(4)信用リスク</u>
			があるETFに関する上
			<u>場審査」</u> の欄をご参照く
			ださい。
- W = 3 ± 1	No. () 7 3 6 (1) 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	+ m 1101 m	
虚偽記載	次の(a)及び(b)に適合していること。	有第 1104 条	・「最近」の計算は、有価
及び監査	(a) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了す	の2第2号 h、	証券報告書等にファンド
意見等	る各特定期間の財務諸表等又は各特定期間に	有施第 1106	の経理状況として財務諸
	おける中間財務諸表等が記載される有価証券	条の2第2項	表等が記載される最近の
	報告書等に虚偽記載を行っていないこと。		特定期間の末日を起算日
	(b) 新規上場申請銘柄に係る最近 2 年間に終了する名 株字期間の財務学事等に活けされる際本		としてさかのぼります。
	る各特定期間の財務諸表等に添付される監査		
	報告書及び最近 1 年間に終了する特定期間に		
	おける中間財務諸表等に添付される中間監査		
	報告書において、公認会計士等の「無限定適		
	正意見」若しくは「除外事項を付した限定付		

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ETF】	根拠規定	備考
	適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情		
	報を表示している旨の意見」若しくは「除外		
	事項を付した限定付意見」が記載されている		
	こと。		
指定振替	新規上場申請銘柄が指定振替機関(株式会社証券保	有第 1104 条	
機関の取	管振替機構:JASDEC)の振替業における取扱	の2第2号i	
扱い	いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対		
	象となる見込みがあること。		
その他	その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が	有第 1104 条	
	適当でないと認められるものでないこと。	の 2 第 2 号 j	
ポートフ	新規上場申請銘柄について、ポートフォリオ情報が、	有第 1104 条	・ 詳細は <u>「(5) ポートフォ</u>
ォリオ情	投資者へ継続的に提供される見込みがあること。	の2第3号	<u>リオ情報の提供に関する上</u>
報の提供			<u>場審査」</u> の欄をご参照くだ
			さい。
開示の適	新規上場申請銘柄に係る管理会社が、内国アクティ	有第 1104 条	・ 詳細は <u>「(6) 開示の適正</u>
正性	ブ運用型ETFに関する情報の開示を適正に行うこ	の2第4号	性に関する上場審査」の欄
	とができる状況にあること。		をご参照ください。
			また、「(8)内国アクティ
			ブ運用型ETFの上場実績
			を有する管理会社に対する
			<u>審査」</u> の欄もご参照くださ
			ر، د
投資信託	新規上場申請銘柄に係る管理会社が、投資信託財産	有第 1104 条	詳細は「(7)投資信託財
財産等の	等の運用等を健全に行うことができる状況にあるこ	の2第5号	産等の運用等の健全性に関
運用等の	と。		<u>する上場審査」</u> の欄をご参
健全性			照ください。
			・ また、 <u>「(8) 内国アクティ</u>
			ブ運用型ETFの上場実績
			を有する管理会社に対する
			<u>審査」</u> の欄もご参照くださ
			ر۱ _°

項目	審査内容【内国アクティブ運用型ETF】	根拠規定	備考
信託受益	新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次のaからc	有第 1104 条	
者に関す	までに掲げる事項について、書面により確約するこ	の2第6号	
る情報の	٤.		
把握等	a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情		
	報を適切に把握することができる状況にあるこ		
	٤.		
	b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情		
	報について第 1107 条の 2 の規定に従い開示を行		
	うこと。		
	c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の2		
	の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を		
	行うことについて当該信託受託者が同意してい		
	ること。		

(2) デリバティブ取引等に係る権利に対する投資制限(有第1104条の2第2号b(g))

新規上場申請銘柄の投資信託約款に、次のイからハまでに掲げる目的によるものを除き、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引及び投資信託法施行令第3条第10号に掲げる商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではない旨の内容が記載されていることを確認します。

- イ 投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ロ 投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的
- ハ 先物外国為替取引により、投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じる リスクを減じる目的

審査に当たっては、上記の文言に限らず、例えば、次のように、上記と同一の趣旨の記載が投 資信託約款にあるかを確認します。

(例)

- ・ デリバティブ取引に係る権利は、価格変動リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッ ジすることを目的とした運用に限るものとします。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

なお、本審査項目は、いわゆる新NISA(特定非課税累積投資契約)の対象投資信託におけ

るデリバティブ取引等の利用に係る投資制限の要件と重なるところがありますが、当取引所が新 NISAに関して何らかの判断を行うことはありませんので、ご留意願います。

(3) 投資信託財産等の範囲に関する上場審査(有第1104条の2第2号e)

本項目は、新規上場申請銘柄である内国アクティブ運用型ETFの投資信託財産等を、有第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用することを求めるものです。なお、本項目は、投資信託財産等を外国投資信託の受益証券や外国投資証券などに対する投資として運用する場合であっても、他の内国アクティブ運用型ETFと同様に適用されます。

本項目の充足は、主に、新規上場申請銘柄に係る管理会社において、投資信託財産等を有第 1104 条の 2 第 2 号 e に掲げる資産に対する投資として運用することを確認できていることを前提に、当該管理会社に対して、投資信託財産等の範囲に関する確約書(有施第 1103 条第 2 項第 3 号)の提出を求めることで確認しますが、当該確約書の提出があったとしても、新規上場申請銘柄の運用方針の内容や当該確約書の記載から、投資信託財産等を有第 1104 条の 2 第 2 号 e に掲げる資産に対する投資として運用することが当取引所として確認できない場合には、上場申請の却下などをすることになります。

上記確約書の記載に関しては、下記 4. (注 2) をご参照ください。

(4) 信用リスクがある ETFに関する上場審査(有第1104条の2第2号g)

当取引所では、「組入有価証券」や「組入債権」を投資信託財産等に組み入れる新規上場申請銘柄(指標連動有価証券等組入型ETF)については、上場後継続的に運用が行われる見込みがあるかどうか及び、カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されているかどうか、について上場審査を行います。

※組入有価証券: 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(いわゆる「リンク債」等)

※組入債権:特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利(いわゆる「OTCデリバティブ」等)

※カウンター・パーティー:組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方(当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者)

新規上場申請銘柄について、上場後継続的にカウンター・パーティーによる運用が行われる見込みがあるかどうか(新規上場申請銘柄の投資信託財産等の運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があるかどうか)に関する上場審査は、以下の①aからdまでの観点から行います。また、カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に関する上場審査は、以下の②aからeまでの観点から行います。ただし、カウンター・パーティーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案します。例えば、外国法人であるカウ

ンター・パーティーが、本国法制度によって四半期開示を行っているときには、当該四半期財務 諸表等について確認を行います。

①継続的な運用に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインXII 10. (1) 上場審査の観点 a カウンター・パーティーが作成する直 ・カウンター・パーティーが作成する財務諸表等や中間財務諸 近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継 表等のうち直近のものにおいて、継続企業の前提に関する事 続企業の前提に関する事項が注記されて 項(いわゆるGC注記)が記載されていないことが必要とな いないこと。 ります。 ※カウンター・パーティーとは、組入有価証券の発行者及び組 入債権に係る契約の相手方のことをいいますが、当該組入有 価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては 保証者のことをいいます。 b カウンター・パーティーが作成する直 ・カウンター・パーティーが作成する財務諸表等や中間財務諸 近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添 表等に係る監査報告書、中間監査報告書、期中レビュー報告 付される監査報告書、中間監査報告書若 書のうち直近のものにおいて、公認会計士等の無限定適正意 しくは期中レビュー報告書において、公 見等が記載されていること又は比較情報についての事項のみ 認会計士等の「無限定適正意見」、「中 を理由として、公認会計士等の限定付適正意見等が記載され 間財務諸表等が有用な情報を表示してい ていることが必要となります。 る旨の意見」若しくは「無限定の結論」 が記載されていること又は監査報告書、 ※ここでの無限定適正意見等とは、監査報告書における「無 中間監査報告書若しくは期中レビュー報 限定適正意見」、中間監査報告書における「中間財務諸 告書において、比較情報についての事項 表が有用な情報を表示している旨の意見」、期中レビュ のみを理由として、公認会計士等の「限 一報告書における「無限定の結論」を指します。 定付適正意見」、「限定付意見」若しく は「除外事項を付した限定付結論」が記| ※ここでの限定付適正意見等とは、監査報告書における「限 載されていること。 定付適正意見」、「限定付意見」、中間監査報告書及び 期中レビュー報告書における「除外事項を付した限定付 結論」を指します。 c カウンター・パーティーが直近の事業 ・カウンター・パーティーが事業年度又は中間会計期間の末日 年度又は中間会計期間の末日において債 のうち直近の日において、債務超過でないことが必要となり 務超過の状態でないこと。 ます。 ・当該基準については、カウンター・パーティーの最近の事業 年度の財務諸表等を用いて確認します。 その他継続的な運用に支障を来たすお ・前記aからcまでの基準のほか、カウンター・パーティーが

上場審査等に関するガイドライン210. (1)	上場審査の観点
それがある具体的な要因が認められない	継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認
こと。	められないことが必要となります。
	・支障を来たすおそれがある具体的な要因とは、カウンター・
	パーティーに関する信用リスクが高まった結果、当該カウン
	ター・パーティーの破綻が懸念される状況である場合や、信
	用格付の引下げが検討されている状況である場合などが考え
	られます。
	・当該項目については、管理会社による説明資料、カウンター・
	パーティーによる公表資料、報道資料等を用いて確認します。

②信用状況等に関する管理体制やその他の適切な体制に関する上場審査

上場審査等に関するガイドライン210. (2)	上場審査の観点
a カウンター・パーティー等の適切な選	・新規上場申請銘柄に係る管理会社は、当該新規上場申請
定基準が整備されていること。	銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性
	を軽減するために、カウンター・パーティー等の適切な
	選定基準を整備した上で、当該選定基準に基づいて適切
	な運用を行う必要があります。
	・新規上場申請銘柄の運用の継続性を確保し、運用資産の
	毀損の可能性を軽減するという目的に照らして、カウン
	ター・パーティー等を選定する際における、財務状況の健全
	性、適切な信用格付の内容、政府保証の有無等の当該カウン
	ター・パーティー等が充足する条件が整備されていることが
	求められます。
	※カウンター・パーティー等とは、組入有価証券の発行者及び
	組入債権に係る契約の相手方と、当該組入有価証券又は当該
	組入債権に係る保証者がある場合においては、当該保証者の
	両方をいいます。
b 特定の指標に連動する投資成果を目的	・組入有価証券や組入債権の内容が、その選定基準に照ら
として発行された有価証券の権利の内	して適切なものであるかどうか(選定基準に基づいて適
容又は契約に係る権利の内容がその選	切な運用がなされているかどうか)を、管理会社の実務
定基準に照らして適切なものであるこ	に照らして確認します。
٤.	

上場審査等に関するガイドラインXI 10. (2) 上場審査の観点 ・管理会社は、カウンター・パーティー等の財務状況や信用格 c カウンター・パーティー等の財務状況 等に係る管理体制が適切に整備されて 付が変化した場合に、当該状況を反映した投資運用を機動的 いること。 に行う必要があると考えられます。 ・機動的な運用を行うために、カウンター・パーティー等の財 務状況や信用格付の状況を適時適切にモニタリングするため の体制が整備されているかどうかを確認します。 d カウンター・パーティー等の財務状況 ・上場ETFに係るカウンター・パーティー等が破綻すること 等の著しい悪化が明らかになった場合に 等によって、当該ETFの運用資産に毀損が生じることが考 おける投資信託財産等の毀損の可能性を えられます。したがって、管理会社は、カウンター・パーテ 軽減させるための措置及び毀損が生じた ィー等の破綻のおそれ等が発生した場合は、例えば、運用対 場合の対応が適切に整備されているこ 象となるリンク債の速やかな入替えを行ったり、発生した状 況に応じて契約内容を見直したり、必要と認められる場合に ہ ع 適切なタイミングで運用資産について担保設定を行うことな ど、適切に対応する必要があると考えられます。 ・カウンター・パーティー等の信用状況に関する情報は、広く e 管理会社又はその関係者がカウンタ ー・パーティー等に関する情報を配信す 一般に配信されている必要があります。そこで、カウンター・ る場合にあっては、当該情報の内容及び パーティー等自身等により配信が行われていない場合には、 配信方法が適切なものであること。 これらの情報を管理会社又はその関係者が配信する必要があ ります。 ・このような場合においては、当該情報の内容や配信方法が適 切なものであるかどうかについて確認します。具体的には、 カウンター・パーティー等の財務状況や信用格付の内容をホ ームページ等で、継続的に分かりやすく最新の情報を配信し ているかどうかなどを確認します。

(5)ポートフォリオ情報の提供に関する上場審査(有第1104の2第3号)

新規上場申請銘柄については、有第1107条の4第1項第2号に規定するポートフォリオ情報が、 同項の規定に従い投資者へ継続的に提供される見込みがあることを要します。

その確認に当たり、新規上場申請銘柄に係る管理会社に対し、ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書の提出を求めます。その記載に当たっては、下記 4. (注 3) をご参照ください。

ポートフォリオ情報の提供方法は、管理会社などのウェブサイトで配信するほか、情報配信べ

ンダーとポートフォリオ情報の配信に関する委託契約を締結し、JPX のウェブサイト「インディカティブ NAV・PCF 情報」(https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/inav/index.html) などを通じて配信すること等が考えられます。

ポートフォリオ情報の提供を行う媒体名及び URL は、「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の「5. ポートフォリオ情報等の提供方法」の欄に記載してください。

(6) 開示の適正性に関する上場審査(有第1104の2第4号)

新規上場申請銘柄に係る管理会社が、内国アクティブ運用型ETFに関する情報の開示を適正 に行うことができる状況にあるかどうかに関する上場審査は、以下の観点から行います。

上場審査等に関する 上場審査の観点 ガイドラインXI 11. (1) 新規上場申請書類のうち ア この基準に基づく審査では、投資者の投資判断の拠り所となる開 内国アクティブ運用型ETFに 示資料の内容が内国アクティブ運用型ETFの実情を理解するうえ 関する情報の開示に係るもの で一般投資者にとって分かりやすく、かつ、誤解を生じさせること に、投資者の投資判断に重要な のない記載となっているかどうか、開示資料を通じて投資者の投資 影響を及ぼす可能性のある事項 判断に重要な影響を与える事実等を適時にそして適切に開示できる が適切に記載されていること。 状況にあるかどうかという点を確認します。これらは「内国アクテ ィブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報 告書」(以下、単に「報告書」ということがあります。) や法定開 示書類(有価証券届出書又は有価証券報告書)などを主な審査資料 として審査を進めていくことになります。 イ 報告書については、その記載要領に沿って網羅的、かつ、具体的 に記載されているか否かを確認することとなります。アクティブ運 用の一般的なメリットとして、柔軟な運用により収益の獲得を目指 すことができることが挙げられますので、投資者の投資判断に必要 な情報を適切に開示するという観点から必要のない限り、内国アク ティブ運用型ETFの運用方針について、法定開示書類に比して詳 細に記載することは求められませんが、記載すべき事項が欠落して いる場合や、記載が抽象的な表現や一般的な表現に終始し個別具体 性に欠ける場合には、当該ETFの実情を理解することができない と考えられます。また、法定開示書類に増してより自由かつ広範な 記載が可能なものとなっておりますので、当該ETFの運用体制な ど積極的に開示することが望まれます。 ウ 上記を踏まえつつ、一般的に、投資者は運用プロセスから内国ア

クティブ運用型ETFの成果を想像することが多いことからする

上場審査等に関する	ト担霊木の組占
ガイドラインXII 11.	上場審査の観点
	と、(その全てを網羅的に記載すべきか否かは商品性によるものの、)
	投資対象資産(資産クラス、セクター、業種など)や、投資スタイ
	ル(ポートフォリオの基本的特性や投資判断の頻度など)、許容さ
	れているリスク水準、制約条件などの投資判断上有用と考えられる
	情報については、特に分かりやすい記載とすることが必要です。
	エ 本規則の審査は報告書や法定開示書類などを主な審査資料として
	進めますが、審査資料の記載に誤りがあると認められる場合や工夫
	すべき点が認められる場合など、資料の訂正を求めることもありま
	す。
	ただし、訂正の原因が事実関係を意図的に隠蔽しようとしたもの
	や訂正内容が量的又は質的に重大であり開示資料を作成する体制整
	備が不十分であると判断される場合には、本規則に抵触するものと
	なります。
(2) 新規上場申請銘柄に係る	ア 開示体制の整備状況については、開示を担当する部署や人員構成、
管理会社が、投資信託財産等の	開示責任者、開示に関する規程の整備状況などを確認します。これ
運用等に重大な影響を与える事	らに基づいて適時開示に係る情報収集プロセス、分析・判断プロセ
実等の情報を適時、適切に開示	ス、公表プロセスといった業務フローの整備状況や上場後における
することができる体制にあるこ	決算情報や決定・発生事実等の具体的な開示時期の認識を審査しま
٤.	す。これらの結果、適時開示に係る業務フローが未整備である場合
	や適時開示に関する認識が誤っており改善が見込めない場合には、
	開示体制の整備状況が不十分であると判断することとなります。
	イ また、ポートフォリオ情報や月次レポートによる運用実績、決算
	情報の開示体制を審査し、これらが未整備である場合においても開
	示体制の整備状況が不十分であると判断することとなります。なお、
	売買立会時間に入ってもポートフォリオ情報を提供できていない場
	合、それのみでは適時開示を行う必要はありませんが、管理会社に
	おいて、ウェブサイトなどを用いて、直ちにポートフォリオ情報が
	配信されていない旨や再開の見通しなどを公表することが求められ
	ます(もしくは、情報配信ベンダーにより当該公表がなされること
	を要します)。月次レポートについては、前月の運用実績を当月中
	に開示することが求められます。審査の段階で、これらの公表・開
	示が困難であると見込まれる場合、審査の進め方はより慎重なもの
	となります。
	開示体制が不十分であると判断した場合には、上場申請の却下や
	開示体制に改善が認められる状況になるまで上場審査を継続(上場

上場審査等に関する ガイドラインXII 11.	上場審査の観点
	スケジュールを延期)することとなります。

(7)投資信託財産等の運用等の健全性に関する上場審査(有第1104の2第5号)

この基準に基づく審査では、新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資者の利益に対して忠実に行動しているか、そのために必要な投資信託財産等の運用等の意思決定機構を整備・運用しているかといった点について、次のような観点などから確認することとなります。

- (1) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等にあたって、新規上場申請銘柄の受益者の利益を害することがないよう、適切な体制を整備していること。
- (2) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等を有効に行うため、その 内部管理体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。
- (3) 新規上場申請銘柄に係る管理会社が投資信託財産等の運用等にあたって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

これらの結果、投資信託財産等の運用等の意思決定が定められた手続きに従って行われないことが認められた場合や内部統制上の欠陥が認められた場合には、本規程に抵触するものと判断されます。

本規程に抵触する場合には、上場申請の却下や運用体制等に改善が認められる状況になるまで上場審査を継続(上場スケジュールを延期)することとなります。

以下、上記(1)から(3)までのそれぞれにつき、詳述します。

上場審査等に関するガイドライン XII 12.	上場審査の観点
(1) 新規上場申請銘柄に係る	ア まずは、管理会社において、投資信託財産等の運用等の専門性等
管理会社が投資信託財産等の運	の確保の観点から、運用方針に定められた投資信託財産等の運用等
用等にあたって、新規上場申請	に係る実績(運用実績)があり、かつ、専門的経験等を有している
銘柄の受益者の利益を害するこ	人材が配置されているか否かについて確認を行います。
とがないよう、適切な体制を整	「投資信託財産等」とは、投資対象資産(資産クラス、セクター、
備していること。	業種など)のほか、投資スタイル(ポートフォリオの基本的特性や
	投資判断の頻度)、ベンチマークが設定される場合は当該ベンチマ
	一クの内容のことをいいます。
	「運用実績」とは、類似の投資信託財産等を運用している実績(現
	在運用している場合を含む)のことをいいますが、「管理会社にお

上場審査等に関するガイドライン	
XII 12.	上場審査の観点
	いて、運用目標が策定され、これに沿った適切な運用プロセスを経
	て、投資信託財産等の運用等を行う体制が整備されているか」を実
	際の事例を用いて確認する観点から必要です。なお、新しく設立さ
	れた会社であっても、関連する企業等からのノウハウの移転等によ
	り、組織としてこれらの事例を示せるのでれば、運用実績として取
	り扱います。
	専門的経験等を有している人材が配置されているか否かは、実質
	的な最終責任者等その他の運用プロセスに関する意思決定に携わる
	運用責任者等が、それぞれ類似の投資信託財産等の運用等に関して
	十分な経験を有するかといった観点から判断します。
	イ 次に、管理会社において、運用目標が策定され、これに沿った適
	切な運用プロセスを経て、投資信託財産等の運用等を行う体制が整
	備されているか否かについて確認を行います。
	アクティブ運用型ETFの運用に当たっては、運用目標に応じて、
	適切な運用プロセスを構築する必要があり、各フェーズに応じた専
	門的なノウハウが必要となります。
	まず、運用目標が、具体性のある数値(収益または収益から派生
	した尺度)、又は、合理的に説明可能な非数値情報によって設定さ
	れていることを確認します。そして、当該目標と運用プロセスとが
	整合的に策定されているか否かを確認します。この際、あわせて、
	投資対象資産の流動性の程度を踏まえることなく、運用プロセスが
	策定されていないか確認します。
	さらに、運用プロセスに関する意思決定を複数の主体(委員会、
	CIO、ポートフォリオマネージャー、クオンツヘッドなど)で行
	うことも多い中、どの主体がどの決定に対して責任を有しているの
	かが明確になっているか否かについて確認を行います。また、これ
	らの一連のプロセスを適切に遂行できる体制(人員体制やシステム
	の運用体制など)が整備できているかどうか社内諸規則の整備状況
	や体制図などから確認を行います。その際、過去の類似の投資信託
	財産等の運用においては実際に機能していたかをヒアリング等で確
	認することとします(今回、類似の投資信託財産等と異なる運用プ
	ロセスを構築する場合には、変更点・改善点を確認します)。
(2) 新担し担由きぬ年になっ	ᇴᆓᆸᆸᆸᅼᄼᅺᆸᄼᅼᄧᇄᄶᄼᆖᇌᆎᆇᆇᇄᄬᄆᆇᇆᇜᆉᄼᆎᅘᆇᅖᄔ
(2) 新規上場申請銘柄に係る	ア 新規上場申請銘柄の投資信託財産等の運用等に関する内部管理体制の整備状況について、対内諸規則の整備状況やその運用状況によ
管理会社が投資信託財産等の運	制の整備状況について、社内諸規則の整備状況やその運用状況によりないます。運用状況については、過去の類似裏側における
用等を有効に行うため、その内	り確認を行います。運用状況については、過去の類似事例における

適切に運用されている状況にあると認められること。 に基づく運用がなされているかを確認します。一般	イドライン 上場審査の観点
動性リスク管理態勢の整備状況についても確認しま イ また、管理会社において、投資信託財産等が投資 方針等に則り適切に運用されているかどうか、また 益者の利益を害するような取引等が行われていなし 用部門から独立した部門により定期的な検証が行れ されているか確認します。これに当たっては、運用 を達成しているか、運用プロセスが目論見どおりに しているかを検証する体制が適切に整えられている ます。そして、上記の検証結果を運用部門や必要に にフィードバックされる仕組みが適切に整えられて 認します。	る状況にあに基づく運用がなされているかを確認します。一般社団法人投資信
にフィードバックされる仕組みが適切に整えられて 認します。 (3) 新規上場申請銘柄に係る コンプライアンスに関する規程の整備・運用状況の	動性リスク管理態勢の整備状況についても確認します。
用等にあたって、法令等を遵守 また、管理会社において、利益相反取引をはじめと するための有効な体制が、適切 信託法や金商法等)違反行為がないかは勿論のこと、	財産等の運 イアンス担当部署が適切に機能しているか等の確認を行います。 令等を遵守 また、管理会社において、利益相反取引をはじめとした法令(投資制が、適切 信託法や金商法等)違反行為がないかは勿論のこと、これらの行為を いる状況に 管理・防止するための仕組みが適切に整えられているか否か等につい

(注) 特殊な場合における審査について

ここでは、ファミリーファンド形式、ファンド・オブ・ファンズ形式、ETF of ETF 形式の場合の審査方法について説明します。

上記のうち、いずれの場合であっても、「新規上場申請銘柄の管理会社が、投資信託財産等の 運用等を健全に行うことができる状況にあること」を審査することに変わりはありません。具 体的には、以下のとおりです。

特殊な場合	審査方法
ファミリーファンド形式の場合	・管理会社とマザーファンドとの関係でも運用等の健全性に関する基準を 当てはめて審査します。
ファンド・オブ・ファンズ形式の	・新規上場申請銘柄の管理会社に投資先投資信託等に対する適切なデュー

特殊な場合	審査方法
場合	デリジェンスを行う能力(上場後のモニタリング体制の整備状況を含む)があるか否かを確認する趣旨で、投資先投資信託等及びその運用会社が運用等の健全性に関する基準を満たしていることについての説明も求めます。 ・ ただし、投資先が複数のインデックスファンドのみである場合などには、投資先のインデックスファンド及びその運用会社が個々に運用等の健全性に関する基準を満たしているか否かについて説明を求めず、管理会社が運用等の健全性に関する基準を満たしているかのみを審査します。
ETF of ETF形式の場合	・ETF of ETF形式の場合、投資先のETFが取引所市場において取引されているため、投資先のETFに十分な流動性がないと、投資信託財産等の運用等を健全に行うことができません。 ・したがって、上記のファンド・オブ・ファンズ形式に関する審査に加えて、新規上場申請銘柄に設定・解約の申込みがあった場合の対応方針(投資対象先のETFを市場で取引するのか、設定・解約を申し込むのか)や、当該投資対象先のETFで運用することによって健全な運用等を行えると考える理由、当該投資対象先のETFの流動性が枯渇した場合の対処方針などを確認します(複数のインデックスETFに投資する場合でも同様です)。

(8) 内国アクティブ運用型ETFの上場実績を有する管理会社に対する審査

新規上場申請銘柄に係る管理会社が、最近3年間(「最近」の計算は、当該新規上場申請銘柄の上場申請日を起算日としてさかのぼります。)に、他の内国アクティブ運用型ETFの上場承認を受けている場合において、当取引所が、今回の新規上場申請に係る提出書類等の内容を確認し、前回の上場申請時以降、当該管理会社の運用体制の状況等に大きな変化が見られないと認めるときには、当取引所は、上記「開示の適正性」及び上記「投資信託財産等の運用等の健全性」に関する上場審査について、前回の上場申請と異なる点を中心に審査を行うことができるものとします(上場審査等に関するガイドラインXII 13.)。

4. 上場申請書類等

内国アクティブ運用型ETFの上場申請時及び上場までに提出する必要がある書類は以下のとおりです。

- ※申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電磁的記録によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。
- ※表の列タイトルにある「書面」は書面で提出いただく書類を指しています。
- ※表の列タイトルにある「部数」は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子的記録で ご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1 ファ イルのご提出でかまいません。
- ※ 各フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「ETF・新規上場申請者提出書類ダウンロード」

https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html

	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
1	ETF上場契約書(第4-1様	•	1 部	上場承認	有第 1102 条	管理会社及び信託受託者から
	式)【所定】			日の前営	第1項(有施	それぞれご提出いただきます
				業日まで	第 1101 条)	(連名ではありません。)。
2	有価証券新規上場申請書【所	•	1 部	上場	有第 1103 条	・ 上場申請時において未確定で
	定】			申請日	第1項	ある上場時の信託元本の額及
						び受益権口数は、確定した後
						「18. 上場申請有価証券確定通
						<u>知書」</u> でご連絡いただきます。
3	新規上場申請に係る宣誓書	•	1部	上場	有第 1103 条	
	(第4-4様式)【所定】			申請日	第1項(有施	
					第1102条第2	
					項)	
4	内国アクティブ運用型ET		1 部	上場	有第 1103 条	・ 当該書類の記載内容について
	Fの商品特性及び管理会社			申請日	第2項第2号	は(注1)をご覧ください。
	の運用体制等に関する報告				(有施第	・ 上場審査の中では、通常、同
	書【所定】				1103条第2項	報告書の内容を裏付ける諸規
					第1号)	程や会議録の写し等をご提出
						いただくことになります(有第
						1103 条第 4 項参照)。
5	投資信託財産等の範囲に関	•	1部	上場	有第 1103 条	・ 当該書類の記載内容について

	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
	する確約書【参考様式】			申請日	第2項第2号	は (注 2) をご覧ください。
					(有施第	
					1103条第2項	
					第2号)	
6	ポートフォリオ情報の提供	•	1 部	上場	有第 1103 条	・ 当該書類の記載内容について
	を継続的に行う旨の確約書			申請日	第2項第2号	は (注3) をご覧ください。
	【参考様式】				(有施第	
					1103条第2項	
					第3号)	
7	新規上場申請銘柄に係る確	•	1部	上場	有第 1103 条	・ 当該書類の記載内容は以下と
	認事項を記載した書類【参			申請日	第2項、同第	なります。
	考様式】				4 項	1. 新規上場申請銘柄の上場後の
					(有施第	円滑な流通が確保される見込
					1103条第2項	み (有施第 1103 条第 2 項第 4
					第4号が準用	号が準用する同第1項第2号
					する同条第 1	の 2)
					項第2号の2)	2. カウンター・パーティー等の
						信用状況等に関する管理体制
						等(有第 1103 条第 4 項)
8	円滑な流通の確保に努める旨	•	1部	上場	有第 1103 条	・ 当該書類の記載内容について
	を指定参加者である取引参加			申請日	第2項第2号	は(注4)をご覧ください。
	者が確約した書面【参考様式】				(有施第	
					1103条第2項	
					第4号が準用	
					する同第1項	
					第2号の3)	
9	有第1104条の2第6号の規定	•	1部	上場	有第 1103 条	
	により管理会社が確約した書			申請日	第2項第2号	は (注 5) をご覧ください。
	面【参考様式】					※信託受託者に関する情報の把
					1103条第2項	握・開示等について
					第4号が準用	
					する同第1項	
					第3号)	
10	投資信託約款又は信託約款		2 部	上場	有第 1103 条	
				申請日	第2項第2号	

	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
					(有施第	
					1103条第2項	
					第4号が準用	
					する同第1項	
					第4号)	
11	有第 1103 条第 3 項の規定によ		備考	備考	有第 1103 条	・ 当該書類の内容、部数及び提
	り管理会社が提出する書類				第3項(有施	出時期については (注 6) をご
					第 1104 条)	覧ください。
12	有価証券報告書(ドラフト)		2 部	上場	有第 1103 条	
				申請日	第4項	
13	有価証券届出書(ドラフト)		2 部	上場	有第 1103 条	
				申請日	第4項	
14	反社会的勢力との関係がない	•	1 部	上場	有第 1103 条	・ 管理会社、信託受託者それぞ
	ことを示す確認書【参考様式】			申請日	第4項	れからご提出いただきます。
						・ 当取引所に既にご提出いただ
						いている場合には、提出の必要
						はありません。
15	貸借取引制度の運営にかかる	•	1部	上場承認	_	・ 提出者: <u>管理会社</u> 及び <u>受益証</u>
	協力を確約する書面			日まで		券を多数保有する機関
						• 提出先: <u>日本証券金融株式会</u>
						<u>社</u>
						・ 当該書類の記載内容について
						は (注 7) をご覧ください。
16	運用指図に係る権限の全部又	•	1部	上場承認	有第 1103 条	・ 当該書類の記載内容について
	は一部の委託先に係る適時開			日まで	第4項	は (注 8) をご覧ください。
	示等について確約した書面					・ 上場時に当該委託を行う場合
						に限ります。
17	指標連動有価証券等組入型		1 部	上場承認	有第 1103 条	・ 当該書類の記載内容について
	ETFに係る管理体制等に関			後直ちに	第6項	は (注 9) をご覧ください。
	する報告書【参考様式】					・ 当該書類は新規上場申請銘柄

	申請書類等	書面	部数	提出時期	提出の根拠	備考
						が有第1001条第13号に規定す
						る指標連動有価証券等組入型
						ETFに該当する場合のみ提
						出いただきます。
18	上場申請有価証券確定通知書		1部	確定後す	有第 1103 条	・ 上場申請時において未確定で
	【参考様式】			みやかに	第1項	ある上場時の信託元本の額及
						び受益権口数は、ETFを設定
						し具体的数値が確定した後す
						みやかにご提出ください。

(注1)

「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」は、主に、開示の適正性(有第1104条の2第4号)及び投資信託財産等の運用等の健全性(同条第5号)の基準に適合しているかを確認するための基礎資料として用いられます。

上記報告書は、公衆の縦覧に供します。

所定の様式の記載上の留意事項・注意を参考にして、正確に記載してください。

(注2)

「投資信託財産等の範囲に関する確約書」とは、新規上場申請銘柄の投資信託財産等を有第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用する旨を管理会社が確約した書面となります。

新規上場申請銘柄の目論見書や「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の「投資方針の概要」の記載から、投資信託財産等を投資信託等に対する投資として運用する可能性がなく、「投資信託財産等を有第 1104 条の 2 第 2 号 e に掲げる資産に対する投資として運用する」旨を容易に確約できる場合には、確約書は、その旨のみを内容とすることになります。

投資信託財産等を投資信託等に対する投資として運用する可能性がある場合でも、新規上場申請銘柄又は投資先投資信託等の目論見書やプロスペクタスの記載から、当該投資先投資信託等が運用において用いるデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、有第104条の2第2号bの(g)に掲げる目的の範囲内にあることを容易に確約できるときには、確約書は、「投資信託財産等を有第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用する」旨のみを内容とすることになります。しかし、新規上場申請銘柄が外国投資信託の受益証券や外国投資証券に投資する可能性がある場合などで、新規上場申請銘柄に係る管理会社において、投資先投資信託等の目論見書やプロスペクタスの記載からのみでは、当該投資先投資信託等が運用において用いるデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、有第1104条の2第2号bの(g)に掲げる目的の範囲内にあることを確約することができないと認めるときは、確約書には、「投資信託財産等を有第1104条の2第2号eに掲げる資産に対する投資として運用する」旨とともに、新規上場申請銘柄の商品性や当該投資先投資信託等の本国等における法制度、実務慣行等を踏まえつつ、上記の確約の方法として、例えば、次のような内容を記載することを認めます。

なお、具体的な記載内容について、上記 2. ① (事前連絡)の段階から、ご説明をお願いすることがあります。

新規上場申請銘柄は、外国投資信託の受益証券や外国投資証券に投資する可能性があり、

この場合、投資先投資信託等のプロスペクタス等の記載から、当該投資先投資信託等が運用において用いるデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、有第1104条の2第2号bの(g)に掲げる目的の範囲内にあることを容易に確認できない場合があること

- ・ 投資先として予定している投資信託等の現在におけるデリバティブ取引等の利用状況
- 上記投資先投資信託等が、現在、デリバティブ取引等の利用している場合には、
 - 当該投資先投資信託等の運用会社に対し、質問状等で、当該デリバティブ取引等の利用 目的を確認したこと
 - 新規上場申請銘柄の管理会社として、上記のデリバティブ取引等が有第 1104 条の 2 第 2 号 b の (g) に掲げる目的の範囲内で行われていると認めていること
- ・ 投資開始後も、投資先投資信託等の運用会社から定期的にモニタリング用データを受領するなどして、デリバティブ取引等の利用状況を確認すること
- ・ 上記の確認の中で、投資先投資信託等が要件を満たしていないことが認められた場合には、 当該投資先投資信託等を投資対象候補から削除することを検討する等、適切に対応すること
- ・ 投資先投資信託等を新たに追加する場合にも、上記に準じた対応を行うこと

なお、本審査項目は、いわゆる新NISA(特定非課税累積投資契約)の対象投資信託におけるデリバティブ取引等の利用に係る投資制限の要件と重なるところがありますが、当取引所が新NISAに関して何らかの判断を行うことはありませんので、ご留意願います。

(注3)

管理会社に対し、「ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨の確約書」の提出を求めます。これにより、ポートフォリオ情報の提供を継続的に行う旨、及び、ポートフォリオ情報の提供方法として指定した媒体において、売買立会時間に入ってもポートフォリオ情報を提供できておらず、その旨や再開の見通しなどを公表することもできていない場合には、管理会社において、ウェブサイトなどを用いて、直ちにこれらに関する公表を行う旨を確約いただきます。

(注4)

「8:円滑な流通の確保に努める旨を指定参加者である取引参加者が確約した書面」の、「適正な値段及び数量の売買」とは、対象ETF及び対象ETFのヘッジに使用する金融商品の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等を考慮して、取引参加者が適正と考える値段及び数量の範囲内で呼値を行うことをいいます。

第三者の委託注文を受注することで円滑な流通の確保に努める場合には、確約書面に以下の 2 点を追記するものとします。

- (1) 円滑な流通の確保に努める具体的な方法として、指定参加者である取引参加者が指定する第三者が行う注文を受託し、当該注文を当取引所市場に発注する旨
- (2) 円滑な流通の確保のため、指定参加者である取引参加者が当該銘柄の呼値の状況に応じて当該第三者に適時適切に連絡を行うことに努める旨

(注5)

「9: 有第 1104 条の 2 第 6 号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄に係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。

a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。

- b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の2の規定に従い開示を行うこと。
- c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定の2に従い信託受託者に関する情報の 開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。

(注6)

「11:有第 1103 条第 3 項の規定により管理会社が提出する書類」の内容、部数及び提出時期は以下のとおりです。

(1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合

次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部(bに掲げる書類の写しについては1部)

- a 有価証券届出書(添付書類を含む。訂正届出書についても同様。)
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)
- d 届出目論見書及び届出仮目論見書
- (2) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のa又はbに掲げる書類を提出した場合
 - a 有価証券報告書(訂正報告書を含む。)及びその添付書類
 - b 半期報告書(訂正報告書を含む。) その写し各2部
- (3) 新規上場申請に係る募集又は売出しを行った場合

当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」

(※当該通知書の提出は、上場の時までに行えば足りるものとします。)

(注7)

「15:貸借取引制度の運営にかかる協力を確約する書面」とは「貸借取引を行うために十分な量の受益証券の借入れが可能であると認められること」(有第 1104 条の 2 第 2 号 f (a))を充足するための手続きとして、必要となる書面となります。受益証券を多数保有する機関と調整したうえで、当該書面を日本証券金融株式会社にご提出いただきます。

(注8)

「16: 運用指図に係る権限の全部または一部の委託先に係る適時開示等について確約した書面」 とは、以下の事項について確約した書面となります。

- a 当該銘柄に係る投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託先(委託先を変更 した場合、当該変更後の委託者を含む。以下「再委託先」という。)に関する情報を適切に把握 することができる状況にあること。
- b 再委託先に関する情報について東京証券取引所の定めるところにより開示を行うこと。
- c 東京証券取引所の定めるところにより再委託先に関する情報の開示を行うことについて当該 再委託先が同意していること。

(注9)

「17:指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理体制等に関する報告書」に関しては、以下の項目についてご記載いただきます。

- (1) カウンター・パーティー等の信用状況に関する管理体制
 - 1 カウンター・パーティー等の選定基準
 - 2 カウンター・パーティー等の財務状況等に係る管理体制
 - 3 カウンター・パーティー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制

(2) カウンター・パーティー等に関する情報の配信に係る体制(情報の配信方法等) (※カウンター・パーティー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方、 又は当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者(保証者がある場合に限る。)を指します。)

5. (参考) テクニカル上場

テクニカル上場とは上場内国ETFが併合(投資信託法第16条第2号の規定に基づき、二以上の上場内国ETFが併合を行う場合に限ります。)を行い上場廃止となる場合で、併合後の内国ETFが新規に上場することをいいます。当該ETFに係る上場審査は通常の審査と同様の基準(新規上場申請銘柄が内国アクティブ運用型ETFである場合にあっては、有第1104条の2各号)に掲げる基準を用いて行われます。上場審査の内容や申請書類等の詳細は前項「3.上場審査の内容」及び「4.上場申請書類等」をご確認ください。

○留意事項

- ・テクニカル上場を伴う併合を決定した場合には、直ちに当該事実を適時開示する必要があるとともに、既存ETFの上場廃止手続き、新規ETFの上場審査手続き等が必要となりますので、テクニカル上場をご検討の際には、十分な余裕を持って事前にご連絡ください。
- ・テクニカル上場に係る上場審査については、通常の上場審査と同様に 6 週間程度の期間が必要となりますので、テクニカル上場に関する上場申請は、原則として、併合の効力発生日の 6 週間前までに行っていただく必要があります。

Ⅱ 適時開示

1. 適時開示項目

内国アクティブ運用型ETFの適時開示項目は以下のとおりです。 フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。 「ETF適時開示書類ダウンロード」

https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html

種類	内容	開示の根拠	備考
管理会社	売出し	有第 1107 条の 2 第	
決定事実		2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (a)	
	上場内国アクティブ運用型ETFに係る受益	有第 1107 条の 2 第	・流通市場に混乱をもたらす
	権の併合又は分割	2項第1号aが準用	おそれ又は受益者の利益の
		する有第 1107 条第	侵害をもたらすおそれのあ
		2 項第 1 号 a (a)	る上場ETFの受益権の併
		の 2	合又は分割は行わないもの
			とします。(有第 1110 条の
			2 第 1 項)
	投資信託に必要な資金の借入れ	有第 1107 条の 2 第	・投資信託、外国投資信託又
		2項第1号aが準用	は信託に必要な資金の借入
		する有第 1107 条第	れのうち、信託設定に伴う
		2 項第 1 号 a (b)	消費税等の支払いに係る借
			入れは開示の対象ではあり
			ません。
	投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれ	有第 1107 条の 2 第	・投資者の投資判断に及ぼす
	に類する書類の変更又は投資信託契約若しく	2項第1号aが準用	影響が軽微なものとして施
	は信託契約の解約	する有第 1107 条第	行規則で定める基準に該当
		2 項第 1 号 a (c)、	するものを除きます。具体
		有施第 1109 条第 2	的には投資信託約款の変更
		項第1号	理由が次のaからcまでの
			いずれかに該当する場合を
			いいます。
			a 法令の改正等に伴う記
			載表現のみの変更
			b 本店所在地の変更
			c その他投資者の投資判

種類	内容	開示の根拠	備考
			断に及ぼす影響が軽微
			なものとして当取引所
			が認める理由
	上場内国アクティブ運用型ETFの名称の変	有第 1107 条の 2 第	
	更	2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (c)	
		の 2	
	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引	有第 1107 条の 2 第	
	所等に対する内国アクティブ運用型ETFの	2項第1号aが準用	
	上場の廃止に係る申請	する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (d)	
	管理会社の合併	有第 1107 条の 2 第	
		2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2項第1号a (e)	
	管理会社の破産手続開始の申立て	有第 1107 条の 2 第	
		2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (f)	
	管理会社の解散(合併による解散を除く。)	有第 1107 条の 2 第	
		2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2項第1号a (g)	
	管理会社の金融商品取引業、登録金融機関業務	有第 1107 条の 2 第	
	又はこれらに類する業の廃止	2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2項第1号a(h)	
	法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受ける	有第 1107 条の 2 第	
	ことにより投資運用業を行う者でなくなるこ	2項第1号aが準用	
	٤	する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (i)	
	管理会社の会社分割(事業の全部を承継させる	有第 1107 条の 2 第	

種類	内容	開示の根拠	備考
	場合に限る。)	2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (j)	
	管理会社の事業の全部の譲渡	有第 1107 条の 2 第	
		2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (k)	
	管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総	有第 1107 条の 2 第	・投資者の投資判断に及ぼす
	理大臣等(注1)に対して行う認可若しくは承	2項第1号aが準用	影響が軽微なものとして当
	認の申請又は届出	する有第 1107 条第	取引所が認めるものに該当
		2 項第 1 号 a (I)、	するものを除きます。
		有施第 1109 条第 2	・詳細は(注2)をご参照くだ
		項第2号	さい。
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される	有第 1107 条の 2 第	
	財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を	2項第1号aが準用	
	行う公認会計士等の異動	する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (m)	
	適格機関投資家以外の者を指定参加者とする	有第 1107 条の 2 第	
	こと又は適格機関投資家以外の者を指定参加	2項第1号aが準用	
	者から除外すること	する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (n)	
	指定参加者の数を2社未満とすること又は指定	有第 1107 条の 2 第	
	参加者の数を2社以上とすること	2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (o)	
	追加信託、一部解約若しくは交換又は上場内国	有第 1107 条の 2 第	
	アクティブ運用型ETFの買取りを臨時に停	2項第1号aが準用	
	止することとしたこと。	する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (p)	
	当該銘柄を指定振替機関の振替業における取	有第 1107 条の 2 第	
	扱いの対象としないこととしたこと。	2項第1号aが準用	
		する有第 1107 条第	
		2 項第 1 号 a (q)	
	上場内国アクティブ運用型ETFのポートフ	有第 1107 条の 2 第	・詳細は (注 3) をご参照く

種類	内容	開示の根拠	備考
	ォリオ情報の提供方法の変更	2 項第 1 号 b	ださい。
	上場内国アクティブ運用型ETFのポートフ	有第 1107 条の 2 第	
	ォリオ情報の投資者への提供の停止	2 項第 1 号 c	
	上場内国アクティブ運用型ETF又は管理会	有第 1107 条の 2 第	・詳細は(注 4)をご参照く
	社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事	2項第1号aが準用	ださい。
	項であって投資者の投資判断に著しい影響を	する有第 1107 条第	
	及ぼすもの	2 項第 1 号 a (t)	
管理会社	法第51条又は法51条の2の規定による業務改	有第 1107 条の 2 第	
発生事実	善命令又はこれに類する処分	2項第2号が準用す	
		る有第 1107 条第 2	
		項第1号b(a)	
	上場廃止の原因となる事実 (第1112条の2第1	有第 1107 条の 2 第	
	号に掲げる事由に係るものに限る。)	2項第2号が準用す	
		る有第 1107 条第 2	
		項第1号b(b)	***************************************
	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等(注	有第 1107 条の 2 第	
	1) の認可、承認又は処分	2項第2号が準用す	
		る有第 1107 条第 2	
		項第1号b(c)	
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される	有第 1107 条の 2 第	
	財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を	2項第2号が準用す	
	行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する	る有第 1107 条第 2	
	機関が、当該公認会計士等の異動を行うことに	項第1号b(d)	
	ついての決定をした場合(当該決定に係る事項		
	を行わないことを決定した場合を含む。)にお		
	いて、その内容を開示した場合を除く。)		
	2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査	有第 1107 条の 2 第	
	証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監	2項第2号が準用す	
	査報告書を添付した有価証券報告書又は半期	る有第 1107 条第 2	
	報告書を、内閣総理大臣等(注1)に対して、	項第1号b(e) 	
	法第24条第1項又は第24条の5第1項に定め		
	る期間内に提出できる見込みのないこと及び		
	当該期間内に提出しなかったこと並びにこれ		
	らの開示を行った後提出したこと。 		

種類	内容	開示の根拠	備考
	適格機関投資家以外の者が指定参加者となっ	有第 1107 条の 2 第	
	たこと又は当該適格機関投資家以外の者が指	2項第2号が準用す	
	定参加者でなくなったこと。	る有第 1107 条第 2	
		項第1号b(f)	
	指定参加者の数が2社未満となったこと。	有第 1107 条の 2 第	
		2項第2号が準用す	
		る有第 1107 条第 2	
		項第1号b (g)	
	上場内国アクティブ運用型ETF又は当該管	有第 1107 条の 2 第	・詳細は (注 4) をご参照くだ
	理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要	2項第2号が準用す	さい。
	な事実であって投資者の投資判断に著しい影	る有第 1107 条第 2	
	響を及ぼすもの	項第1号b(h)	
信託受託	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引	有第 1107 条の 2 第	
者決定事	所等に対する内国アクティブ運用型ETFの	2項第3号が準用す	
実	上場の廃止に係る申請	る有第 1107 条第 2	
		項第1号c(a)	
	上場内国アクティブ運用型ETF又は信託受	有第 1107 条の 2 第	
	託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な	2項第3号が準用す	
	事項であって投資者の投資判断に著しい影響	る有第 1107 条第 2	
	を及ぼすもの	項第1号c(b)	
信託受託	上場廃止の原因となる事実 (第 1112 条の 2 第 2	有第 1107 条の 2 第	
者発生事	号に掲げる事由に係るものに限る。)	2項第4号が準用す	
実		る有第 1107 条第 2	
		項第1号d(a)	
	上場内国アクティブ運用型ETF又は信託受	有第 1107 条の 2 第	
	託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な	2項第4号が準用す	
	事項であって投資者の投資判断に著しい影響	る有第 1107 条第 2	
	を及ぼすもの	項第1号d(b)	
決算	上場内国アクティブ運用型ETFに係る特定	有第 1107 条の 2 第	
	期間又は中間特定期間に係るファンドの決算	2 項第 5 号	
	の内容が定まった場合		
格付変更	上場指標連動有価証券等組入型ETFにあっ	有第 1107 条の 2 第	※カウンター・パーティー、
等	ては、次の(a)から(i)までに掲げる事実	2項第6号が準用す	組入有価証券及び組入債

種類	内容	開示の根拠	備考
	がカウンター・パーティーに発生した場合(当	る有第 1107 条第 2	権の詳細については <u>「上記</u>
	該カウンター・パーティーが保証者である場合	項第1号eの2	I.3. (4)信用リスクが
	は、当該保証者に(a)から(g)まで又は(i)		あるETFに関する上場
	に掲げる事実が発生したとき)であって、当該		<u>審査」</u> をご覧ください。
	事実がカウンター・パーティーに発生したこと		
	を把握したとき		
	(a)信用格付の変更又は組入有価証券に		
	係る格付の変更(取得している場合に限		
	న 。)		
	() 5176 54 5 65 1 55 5176 54 5 65 5 1 5 1		
	(b)財務諸表等、中間財務諸表等又は四半		
	期財務諸表等に継続企業の前提に関する		
	事項が注記されることとなったこと。		
	 (c)事業年度若しくは連結会計年度又は中間		
	会計期間若しくは中間連結会計期間(カウン		
	 ター・パーティーが、四半期財務諸表提出会		
	 社又は四半期連結財務諸表提出会社である		
	場合にあっては、四半期会計期間又は四半期		
	 連結会計期間)の末日において債務超過の状		
	態又はこれに準ずる状態になったこと。		
	(d)財務諸表等に添付される監査報告書又は		
	中間財務諸表等に添付される中間監査報告		
	書若しくは期中レビュー報告書又は四半期		
	財務諸表等に添付される期中レビュー報告		
	書において、公認会計士等によって、監査報		
	告書については「不適正意見」又は「意見の		
	表明をしない」旨が、中間監査報告書につい		
	ては「中間財務諸表等が有用な情報を表示し		
	ていない意見」又は「意見の表明をしない」		
	旨が、期中レビュー報告書については「否定		
	的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記		
	載されることとなったこと。		
	(e) 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる		

種類	内容	開示の根拠	備考
	状態になったこと。		
	(f)発行した手形等が不渡りとなり銀行取引		
	が停止されたこと又は停止されることが確		
	実となったこと。		
	 (g)法律の規定に基づく会社の破産手続、再		
	 生手続又は更生手続を必要とするに至った		
	こと又はこれに準ずる状態になったこと。		
	 (h)組入有価証券又は組入債権に係る期限の		
	利益の喪失		
	可量の区人		
	(i)カウンター・パーティーの財務状況に関		
	する重要な事実		
その他	上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理	有第 1107 条の 2 第	
	会社が、投資信託法第 13 条第 1 項各号に掲げ	2 項第 7 号	
	る取引を行った場合(投資信託の受益者に対し		
	て同条に基づく書面の交付を要する場合に限		
	る。)		
	上場内国アクティブ運用型ETFの一口あた	有第 1107 条の 2 第	
	りの純資産額と市場価格の間に重要な乖離又	2 項第 8 号	
	は乖離のおそれが生じた場合		
	上場内国アクティブ運用型ETFのポートフ	有第 1107 条の 2 第	詳細は(注5)をご参照く
	ォリオ情報が投資者へ継続して提供されない	2 項第 9 号	ださい。
	おそれが生じた場合		
	上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総	有第 1107 条の 2 第	・詳細は (注 6) をご参照く
	額の年間平均が 10 億円未満となった場合	2 項第 10 号	ださい。

(注1)

「内閣総理大臣等」とは、「内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(外国会社その他の外国の者にあっては、これらに相当する外国の行政庁を含む。)」をいいます。

(注2)

「<u>管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又</u> は届出」について

(1) 有価証券上場規程に基づく開示義務

上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣 等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出を行うことを決定した場合には、有第 1107 条 の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (I)に基づく開示が必要となりま す。

ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと東証が認める場合は、開示は不要です。軽微として認められるものとしては、以下の事項が含まれます。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止及び変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

- ・ 資本金の変更 (減資の場合を除く)
- ・ 業務方法書の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの 例:投資信託委託会社の組織図、苦情の解決のための体制
- ・ 親法人等、子法人等の異動 (親会社、投資判断上重要な子会社については開示が必要となります。)
- ・ 定款の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
- ・ 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所の変更

(2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限以下の事項について記載するようお願いいたします。

- a 認可若しくは承認の申請又は届出を行った日(決議した日を含む)
- b 認可若しくは承認の申請又は届出の内容(申請又は届出を行った理由を含む)
- c 今後の見通し(上場ETFに与える影響を含む)

(3) 開示上の注意事項

- a 本項目において開示することを義務付けられる事実が、他の開示事項にも重複して該当 する場合には、当該他の開示事項に該当する事実として開示してください。ただし、そ の際にも、届出日は必ず記載してください。
- b 上記に掲げた軽微と認められる事項については例示であり、それ以外の事項であっても 投資情報として重要性がないことが明白なものについて軽微基準の対象となり得ますの で、開示の要否につきましては、東証担当者までお問い合わせください。

(注3)

「上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報の提供方法の変更」について

上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社がポートフォリオ情報の提供方法の変更を 決定した場合には、有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 b に基づく開示が必要となります。

その上で、「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の「5. ポートフォリオ情報等の提供方法」の欄に記載された当該情報の提供を行う媒体名及び URL を更新し、変更後直ちに変更後の報告書を提出して下さい。

(注4)

「上場内国アクティブ運用型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」について

有第 1107 条の 2 第 2 項第 1 号 a が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 a (t)及び有第 1107 条の 2 第 2 項第 2 号が準用する有第 1107 条第 2 項第 1 号 b (h)に規定する「上場内国アクティブ運用型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するものには、例えば、以下のものがあります。

(1) 収益分配金又は信託財産に係る給付金の見込額の確定

添付の書式を参考に、収益分配金又は信託財産に係る給付金の予想数値を、権利付最終日の午前中までに開示してください。なお、決算日以外に収益分配又は給付を行う場合にも、収益分配又は給付の対象となる権利付最終日の午前中までに開示してください。

(2) 収益分配金又は信託財産に係る給付金の確定 収益分配金又は信託財産に係る給付金の確定数値を、計算期間の終了日(決算日)に開示 してください。

(注5)

<u>「上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合」について</u>

有第 1107 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する「上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合」とは、情報配信ベンダーとの委託契約が解除される見込みとなった場合やポートフォリオ情報の配信が停止した後翌日の配信についても再開する見通しが立っていない場合などが考えられます。

ポートフォリオ情報の提供方法を複数指定している場合には、その全てにおいて継続して提供されないおそれが生じたときに適用されます。

ポートフォリオ情報の配信が停止した後翌日の配信についても再開する見通しが立っていないような場合、適時開示に当たっては、当取引所において遅くとも5営業日中に配信が再開しないと認める場合は監理銘柄指定を行うことを前提に、次の事項について記載が求められます。

- ・ポートフォリオ情報の配信が再開されないまま、同日含め 5 営業日目経過すると取引所が 認める場合は監理銘柄指定されるおそれがあること
- ・ポートフォリオ情報の配信が再開する目途が立っていたとしても、結果として再開せずに 1か月経過してしまうと上場廃止になること

(注6)

「上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が10億円未満となった場合」につい

<u>て</u>

有第 1107 条の 2 第 2 項第 10 号に規定する「純資産総額の年間平均」(年間平均純資産総額) とは、前年 4 月 1 日から 3 月末日までの 1 年間における日々(休業日を除外します。)の純資産 総額の単純平均をいいます。

年間平均純資産総額が10億円未満となるか否かは、3月末日を基準日として毎年度判断されますが、基準日において上場後5年未満の銘柄については、適用されません。

本規定による適時開示に当たっては、次の事項について記載が求められます。

- ・これより翌年3月末日まで上場廃止にかかる猶予期間に入り、翌年2月最終営業日を目途に、前年4月1日から2月末日までの11か月間における日々(休業日を除外します。)の 純資産総額の単純平均の経過開示を行うこと
- ・翌年3月末日を基準日として上場廃止基準の適否にかかる審査が行われること

2. 「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の開示 管理会社は、内国アクティブ運用型ETFの「有価証券新規上場申請書」に「内国アクティブ 運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」を添付するものとし(有第 1103 条第 2 項第 2 号。上記 I . 4. 参照)、当該報告書は、上場前及び上場後において、公衆の縦 覧に供されます(有第 1103 条第 5 項、有施第 1105 条第 3 号)。

上場内国アクティブ運用型ETFの管理会社は、上記報告書に記載された運用方針の概要、投資リスク、これらを踏まえた想定投資者属性又はポートフォリオ情報の提供方法に変更が生じたときは、変更後直ちに変更後の報告書を提出する必要があります(有第 1107 条の 2 第 4 項、有施第 1109 条の 2 第 5 項)。ただし、上記の事項以外の記載事項に変更が生じた場合には、変更後から、当該変更が生じた日の属する計算期間の末日(計算期間が 6 か月未満の場合は、当該変更が生じた日から起算して 6 か月を経過する日の属する計算期間の末日)の翌日から起算して 3 か月が経過するまでの間に、変更後の報告書の提出を行うことで足ります(有第 1107 条の 2 第 5 項)。変更後の報告書についても、公衆の縦覧に供されます(同条第 6 項)。

[報告書作成から提出までの事務フロー]

内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書の様式は下 記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html

上場後、変更後の報告書についてはTDnetオンライン登録サイトより、「縦覧書類を提出する」の「管理体制等に関する報告書」からPDFファイルをご登録ください。

3. 情報提供項目

上場内国アクティブ運用型ETFは、以下の情報について投資者に提供することが求められます。管理会社のウェブサイトなど、投資者が閲覧・利用しやすい方法により情報提供を行ってください。

上場内国アクティブ運用型ETF各銘柄の情報提供方法(提供媒体、掲載箇所等)については、 一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載しています。

種類	内容	根拠	備考
情報提供	上場内国アクティブ運用型ETFの日々の純	有第 1107 条の 4 第	
	資産総額(NAV)及び一口あたりの純資産額	1項第1号	
	日々売買立会開始前までに確定したポートフ	有第 1107 条の 4 第	・詳細は(注1)をご覧くださ
	オリオ情報	1 項第 2 号	l,°
	上場内国アクティブ運用型ETFの前月にお	有第 1107 条の 4 第	・詳細は (注 2) をご覧くださ
	ける運用実績に関する情報	1項第3号	い。
	為替ヘッジを行うETFにおける特徴・留意点	有第 1107 条の 4 第	・為替ヘッジを行うETFで
	の説明	1 項第 4 号	ある場合のみ必要となりま
			す。
			・詳細は後述の「為替ヘッジ
			を行うETFに関するディ
			スクロージャーの充実等に
			ついて」をご覧ください。

(注1)

「日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報」の投資者への情報提供について

内国アクティブ運用型ETFの管理会社は、日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供することが義務づけられています (上記 I.3. (5) もご参照ください)。

ポートフォリオ情報には、次の事項が含まれている必要があります(有第 1107 条の 4 第 1 項 第 2 号、施第 1109 条の 4 第 2 項)。

- ① 上場内国アクティブ運用型ETFに関する次のaからdまでに掲げる事項
 - a 銘柄コード
 - b 名称
 - c 保有する現金の量
 - d 受益権口数
- ② 上場内国アクティブ運用型ETFの組入資産に関する次のaからcまでに掲げる事項

- a 名称又は銘柄コードその他の有価証券、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に 係る権利又は通貨の内容を特定できる情報
- b 前aにより特定された各組入資産の数量又は金額
- c 前aにより特定された各組入資産の単価

なお、上場内国アクティブ運用型ETFの組入資産に投資信託等の受益証券等が含まれる場合、上記②に掲げる事項は、当該投資信託等が投資する有価証券、デリバティブ取引若しくは商品投資等取引に係る権利又は通貨ごとに記載するものとします。ただし、当該投資信託等が、次に掲げるものである場合は当該投資信託等の受益証券等について記載すれば足ります(施第1109条の4第3項)。

- ・ 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等又はポートフォリオ情報を日々継続的に投資者に提供する投資信託 等であって、その受益証券等が国内の金融商品取引所に上場しているもの
- ・ 上記に類する投資信託等であって、その受益証券等が外国金融商品取引所等に上場して いるもの

ポートフォリオ情報の提供方法として指定した媒体において、売買立会時間に入ってもポートフォリオ情報を提供できておらず、その旨や再開の見通しなどを公表することもできていない場合には、管理会社において、ウェブサイトなどを用いて、直ちにこれらに関する公表を行ってください。

「上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合」(有第 1107 条の 2 第 2 項第 9 号)は、適時開示を行っていただく必要があります(詳しくは、上記 II.1. をご覧ください)。

ETFの推定純資産価額の配信について

- ・ ETFの推定純資産価額については、ETFの円滑な流通、公正な価格形成、投資の普及・促進等に資すると考えられるため、積極的な情報配信が望まれます(有第 1110 条の 2 第 3 項)。
- 情報配信媒体については問いませんが、配信される場合においては、誠実かつ公正に算出するものとします。
- ・ 当該情報配信に関しては管理会社の任意によるものではありますが、上記に関して個別に状況等を確認させていただく場合があります。

(注2)

「上場内国アクティブ運用型ETFの前月における運用実績に関する情報」の投資者への提供に ついて

上場内国アクティブ運用型ETFの管理会社は、上場内国アクティブ運用型ETFの前月における運用実績に関する情報(月次レポート)を公衆による閲覧ができる方法により投資者に

提供するよう義務付けられています。なお、上場後初回の月次レポートについては、上場日を 含む月及び上場日の翌月における運用実績に関する情報を翌々月に提供すれば足りるものとし ます。

投資者への提供に当たっては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとします(下線部は、一般社団法人投資信託協会「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第18条と異なる部分です。)。

(月次レポートの記載項目)

ETFの概要

設定日、償還日、決算日並びに基準日(月次レポートの開示を行うに当たり管理会社が任意に定めた当該適時開示の基準となる日をいう。以下同じ。)の基準価額及び純資産総額等について表示するものとする。

② 基準価額推移のグラフ

過去3年以上の期間について表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。また、目論見書又は「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」にベンチマーク(当該ETFの運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとする。以下同じ。)を明記しているETFについては、当該ベンチマークと比較して表示するものとする。ベンチマークを明記していないETFについても、株価指数等の参考指標と併記して表示することが望ましい。商品の性質上、そのどちらも併記することが望ましくない場合は、その具体的な理由を注記その他の方法により表示するものとする。

③ 当該ETFの期間別騰落率

基準日の基準価額を基準とし、1年間及び3年間(設定から3年未満のETFは、設定来の期間とする。)の期間の騰落率を表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。なお、目論見書又は「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」にベンチマークを明記しているETFについては、当該ベンチマークの各期間における騰落率を併せて表示するものとする。ベンチマークを明記していないETFについての取扱いは、前記②の例による。

④ 費用に関する開示

前記②の開示に当たっては、当該ETFの信託報酬率又は当該信託報酬率が変動する場合における基準日の直近の信託報酬率並びに当該基準価額が信託報酬率控除後のものである旨を注記する。なお、この場合、信託報酬額の表示に代えることもできるものとする。

⑤ 分配金の実績

過去3期以上の期間について表示するものとする。

⑥ 資産の組入れ状況

当該ETFの商品性格に応じて、資産構成、組入上位銘柄及び業種別比率等により当該 ETFのポートフォリオの状況を表示するものとする。

- ⑦ 債券を主要投資対象とするETFで管理会社が商品性格上適切と判断するETFについては、組入債券の平均残存期間又はデュレーション等によりポートフォリオの状況を表示するものとする。
- ② 上記のほか、当該ETFの運用成果等に関する運用責任者の自己評価や市場環境の見通し、これらを踏まえた今後の展望等、投資者の投資判断に当たり有益と判断される情報を記載することが望ましい。
- ⑨ また、管理会社における、当該ETFの想定投資者に応じた、ETFの円滑な流通及び 公正な価格形成に関する現在の認識、及び、それを踏まえた今後の取組みを簡潔に記載す ることが望ましい。なお、現在の認識の記載に当たっては、当該ETFの注文板の厚さや ビッド・オファーのスプレッド、ETFの市場価格と一口当たり純資産額の乖離の状況、 立会市場外での執行状況、マーケットメイカーのサインアップの状況など、具体的かつ最 新の情報に言及することが望ましい。(※)

(※) 当該情報については、ETFの円滑な流通及び公正な価格形成に資すると考えられる情報であるため、積極的な記載が望まれます(有第1110条の2第3項)。

〇為替ヘッジを行うETFに関するディスクロージャーの充実等について

当取引所では、為替ヘッジを行うETFについて、従来型のETFと比較して価格の推移や期待投資成果が異なることなどから、投資者に対する充実した説明を求めることとします」。記載例については以下をご覧ください。また、当該説明については、有価証券届出書等の法定開示書類や自社ホームページ等にて周知を行う等、投資者に対して広範な周知が図られることが望まれます。

説明の観点	記載例
価格形成及び為	為替変動の影響を低減するために為替ヘッジを行った場合の投資成果である
替ヘッジがない	こと。
場合との差異	為替ヘッジコストが反映されること。
為替ヘッジコス	対象通貨との金利差分等の為替ヘッジコストが発生すること。
トについて	
留意すべき	(円建て投資成果で為替変動を含めた成果を期待する場合)
投資スタイル	為替変動損益は為替ヘッジによって基本的には相殺されるため、円建ての投
	資成果は為替変動の影響を低減した値動きとなること。

※具体的な記載内容については、各ETF等発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。

¹ 有価証券上場規程第1107条の4第1項第4号

4. 提出書類

内国アクティブ運用型ETFの管理会社が提出する書類は以下のとおりです。ただし、有第 1107 条の 2 の規定に基づき行う情報の開示 (適時開示) により、東証に提出すべき書類に記載すべき 内容が十分に開示されていると認められる場合であって、東証が適当と認めるときは、当該書類 を提出していただく必要ありません。

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
売出しを行う場合	目論見書	1部	作成後直ち	有第1108条の	・書面提出
			1=	2 第 1 項 (有施	・当該書類は公衆縦覧
				第 1110 条の 2	に供されます。
				第 2 項が準用	・EDINETにより
				する有施第	有価証券届出書を内
				1110 条第 2 項	閣総理大臣等に提出
				第1号a)	した場合には、提出
					する必要はありませ
					ん。
	有価証券通知書	1 部	内閣総理大	有第1108条の	・Target (PDF 提出)
	(変更通知書を含		臣等に提出	2 第 1 項 (有施	
	む。)		後遅滞なく	第 1110 条の 2	
				第 2 項が準用	
				する有施第	
				1110 条第 2 項	
				第1号b)	
投資信託約款又は信託約	変更後の投資信託	1部	変更確定後	有第1108条の	・TDnet (TDnet オンラ
款の変更若しくは投資信	約款又は信託約款		直ちに	2 第 1 項 (有施	イン登録サイトよ
託契約又は信託契約の解	若しくはこれに類			第 1110 条の 2	り、「縦覧書類を提出
約がある場合	する書類			第 2 項が準用	する」の「約款(全
				する有施第	文)」から PDF ファイ
				1110 条第 2 項	ルをご登録くださ
				第2号)	(1)
					・当該書類は公衆縦覧
					に供されます。

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
代表者の異動その他の上	決定に係る通知書	1 部	決定を行っ	有第1108条の	• Target (PDF 提出)
場内国アクティブ運用型			た後直ちに	2 第 1 項 (有施	
ETFに関する権利等に				第 1110 条の 2	
係る重要な事項が発生し				第 2 項が準用	
た場合				する有施第	
				1110 条第 2 項	
				第3号)	
収益分配金又は信託財産	上場内国アクティ	1部	計算期間末	有第1108条の	• Target (PDF 提出)
に係る給付金の見込金額	ブ運用型ETFに		日の2日前	2 第 1 項 (有施	・計算期間の末日が休
が確定した場合	係る収益分配金又		(休業日を	第 1110 条の 2	業日に当たるとき
	は信託財産に係る		除外しま	第 3 項が準用	は、計算期間の末日
	給付金の見込金額		す。)の日	する有施第	の 3 日前 (休業日を
	を記載した書面			1110 条第 5 項	除外します。)の日
				第2号)	
運用指図に係る権限の全	再委託先に係る適	1 部	決定を行っ	有第1108条の	• Target (PDF 提出)
部又は一部の委託を行う	時開示等について		た後直ちに	2 第 2 項	・当該書類の記載内容
場合	確約した書面				については(注1)を
					ご覧ください。
	* # * * * T	4 +5	49 11 75 10 1-		T (DDE 1811)
上場内国アクティブ運用	有価証券変更上場	1部	提出要件に	有第 1105 条第	・Target (PDF 提出)
型ETFの名称を変更す	申請書		該当した後	1 項	・当該申請書は、その
るとき			速やかに		変更に先立ち、ご提
					出ください。
					・上場内国アクティブ
					運用型ETFの名称
					変更は、効力発生日
					の3週間程度前を目
					安にご提出くださ
					(\) ₀
					・有価証券変更上場申
					請書に記載すべき事
					項が開示又は提出書
					類に含まれている場
					合は、当該開示又は
					提出をもって変更申
					請したものとみなし

項目	提出書類	部数	提出時期	提出の根拠	備考
					ます。
上場内国アクティブ運用	上場内国アクティ	1 部	決定又は変	有第1107条の	• Target (Excel 提出)
型ETFに関する情報提	ブ運用型ETFに		更前あらか	4第2項が準用	・ETF の推定純資産価額
供の方法を新たに決定又	係る情報提供方法		じめ	する有第 1107	の提供状況について
は変更する場合	を記載した書面			条の3第2項	も記載していただき
					ます。
毎月末日の上場ETFの	毎月末日の上場E	1部	翌月第5営業	有第1108条の	・Target (Excel 提出)
受益権口数及び純資産総	TFの受益権口数		日までに	2 第 2 項	・TDnet にて受益権口数
額を把握した場合	及び純資産総額を				及び純資産総額の開
	記載した書面				示を行う場合は提出
					不要です。
前年4月1日から3月末日	前年4月1日から	1 部	直ちに	有第1108条の	・Target (Excel 提出)
までの 1 年間における	3 月末日までの 1		(3 月末日時	2 第 1 項 (有施	
日々(休業日を除外する。)	年間における日々		点において	第 1110 条の 2	
の上場内国アクティブ運	(休業日を除外す		上場後5年未	第4項第1号)	
用型ETFの純資産総額	る。)の上場内国ア		満である場		
を把握した場合	クティブ運用型E		合を除く。)		
	TFの純資産総額				
	を記載した書面				
前年4月1日から2月末日	前年4月1日から	1部	直ちに	有第1108条の	• Target (Excel 提出)
までの 11 か月間における	2 月末日までの 11		(直近の3月	2 第 1 項 (有施	
日々(休業日を除外する。)	か月間における		末日時点に	第 1110 条の 2	
の上場内国アクティブ運	日々(休業日を除		おいて上場	第4項第2号)	
用型ETFの純資産総額	外する。)の上場内		後5年未満で		
を把握した場合	国アクティブ運用		あった場合		
	型ETFの純資産		を除く。純資		
	総額を記載した書		産総額の年		
	面		間平均が、直		
			近の3月末日		
			において 10		
			億円未満と		
			なった場合		
			に限る。)		

(注1)

「再委託先に係る適時開示等について確約した書面」とは、以下の事項について確約した書面となります。

- (1) 再委託先に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- (2) 再委託先に関する情報について東京証券取引所の定めるところにより開示を行うこと。
- (3) 東京証券取引所の定めるところにより再委託先に関する情報の開示を行うことについて当該再委託先が同意していること。

Ⅲ 上場廃止

内国アクティブ運用型ETFの上場廃止基準は、以下のとおりです。

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社が次のaか	有第 1112 条の 2	
らdまでのいずれかに該当する場合。	第1号	
a 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業又は		
登録金融機関業務の登録が失効した場合		
b 法第52条第1項、第52条の2第1項又は第54条の規定		
により、金融商品取引業の登録又は登録金融機関業務を		
取り消された場合		
c 法第 31 条第 4 項に規定する変更登録を受けることにより		
投資運用業を行う者でなくなった場合		
d 商品投資等取引に係る権利に対する投資として投資信託		
財産の運用を行う上場内国アクティブ運用型ETFにつ		
いて、当該運用に係る業務を行う者でなくなった場合		
e 登録金融機関業務に係る業務の内容又は方法の変更によ		
り、投資運用業を行うものでなくなった場合		
f 一般社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合(管理		
会社が登録金融機関である場合を除く。)		
上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受託者が営業の	有第 1112 条の 2	
免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された	第2号	
場合。ただし、上場内国アクティブ運用型ETFに係る信託受		
託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、		
当該他の信託受託者がETF上場契約書を提出する場合は、こ		
の限りでない。		
上場内国アクティブ運用型ETFが、公社債投資信託以外の証	有第 1112 条の 2	
券投資信託の受益証券でなくなる場合	第 3 号 a	
次の(a)から(j)までのいずれかに該当する投資信託約款	有第 1112 条の 2	
の変更が行われる場合	第 3 号 b	
(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特		
定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定め		
が設けられる場合		
(b) 投資信託契約の期間の定めが設けられる場合		
(c) 計算期間が1か月未満となる場合		
(d) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる		

廃止基準項目	根拠規定	備考
旨の定めがなくなる場合		
(e) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨の定めがな		
くなる場合		
(f) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃		
止された場合には、その廃止された日に投資信託を終		
了するための手続を開始する旨の定めがなくなる場合		
(g) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の		
一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対		
し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産の		
うち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産		
等に対する持分に相当するものについて換価を行うよ		
う指図する旨の定めがなくなる場合		
(h) 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の		
定め(基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約		
を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める		
定めを除く。)が設けられる場合		
(i) 次のイからハまでに掲げる目的によるものを除き、デ		
リバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る		
権利に対する投資として運用を行うものではない旨の		
定めがなくなる場合		
イ 投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合		
と同様の損益を実現する目的		
ロ 投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利		
変動により生じるリスクを減じる目的		
ハ 先物外国為替取引により、投資信託の資産又は負		
債について為替相場の変動により生じるリスクを		
減じる目的		
(j) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用		
に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が		
なくなる場合		
当該上場内国アクティブ運用型ETFが指標連動有価証券	有第 1112 条の 2	
等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)又は(b)	第3号cが準用す	
に該当する場合	る有第 1112 条第	
	1項第3号bの6	
(a)当該上場内国アクティブ運用型ETFに係るカウ		
ンター・パーティーの財務状況の悪化として施行規		
則で定める状態になった場合において、当取引所が		

廃止基準項目	根拠規定	備考
当該状態になったと認める日から1年を経過する日		
までの期間(以下この(a)において「猶予期間」		
という。)に、当該投資信託財産等が当該カウンタ		
ー・パーティーが発行若しくは保証する有価証券又		
は当該カウンター・パーティーを契約の相手方若し		
くは当該カウンター・パーティーが保証する契約に		
係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、		
当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でない		
と認めたときは、当取引所がその都度定めるところ		
による。		
(b) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理		
体制が管理会社において整備されなくなった場合。		
ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理		
会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の		
管理会社においてカウンター・パーティーの信用状		
況に関する管理体制が整備されるときは、この限り		
でない。		
次の(a)又は(b)に該当する場合	有第 1112 条の 2	
(a)適格機関投資家以外の者を指定参加者とすることについ	第3号dが準用す	
ての決定をした場合	る有第 1112 条第	
(b)適格機関投資家であった指定参加者が適格機関投資家で	1 項第 3 号 c	
なくなった後、継続して1か月以上経過した場合		
継続して6か月以上、指定参加者が2社未満となっているとき	有第 1112 条の 2	
	第3号eが準用す	
	る有第 1112 条第	
	1 項第 3 号 d	
上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が、	有第 1112 条の 2	・ 本基準は、基準日におい
10 億円未満となった場合において、1 年以内に 10 億円以上と	第 3 号 f	て上場後5年未満の銘柄
ならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であっ		については、適用しませ
て、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたとき		ん。
は、当取引所がその都度定めるところによる。		・詳細は(注 1)をご参照
		ください。
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条	有第 1112 条の 2	

廃止基準項目	根拠規定	備考
第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報	第3号gが準用す	
告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1	る有第 1112 条第	
項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出	1 項第 3 号 f	
しなかった場合		
次の(a)又は(b)に該当する場合	有第 1112 条の 2	
(a)上場内国アクティブ運用型ETFに係る有価証券報告書	第3号gが準用す	
等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当	る有第 1112 条第	
取引所が認めた場合	1 項第 3 号 g	
(b)上場内国アクティブ運用型ETFに係る財務諸表等に添		
付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中		
間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報		
告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしな		
い」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等		
が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明		
をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大である		
と当取引所が認めた場合		
上場内国アクティブ運用型ETFに係る上場契約を締結した	有第 1112 条の 2	
者が上場契約について重大な違反を行った場合、宣誓書におい	第3号gが準用す	
て宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契	る有第 1112 条第	
約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなっ	1 項第 3 号 h	
た場合		
上場内国アクティブ運用型ETFに係る投資信託契約又は信	有第 1112 条の 2	
託契約が終了となる場合	第3号gが準用す	
	る有第 1112 条第	
	1 項第 3 号 i	
上場内国アクティブ運用型ETFが指定振替機関の振替業に	有第 1112 条の 2	
おける取扱いの対象とならないこととなった場合	第3号gが準用す	
	る有第 1112 条第	
	1 項第 3 号 j	
上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が継	有第 1112 条の 2	・詳細は (注 2) をご参照
続して1か月間投資者に提供されていない場合。ただし、天災	第 3 号 h	ください。
地変等、上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社の責		
めに帰すべからざる事由により、当該ポートフォリオ情報の提		
供が困難であると当取引所が認める場合を除く。		

廃止基準項目	根拠規定	備考
その他公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場	有第 1112 条の 2	
廃止を適当と認めた場合	第3号gが準用す	
	る有第 1112 条第	
	1 項第 3 号 k	

(注1)

「上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が、10億円未満となった場合において、1年以内に10億円以上とならないとき」について

有第 1112 条の 2 第 3 号 f に規定する「純資産総額の年間平均」(以下「年間平均純資産総額」といいます。)とは、前年 4 月 1 日から 3 月末日までの 1 年間における日々(休業日を除外します。)の純資産総額の単純平均をいいます。

年間平均純資産総額が10億円未満となるかどうかの審査は、3月末日を基準日として毎年度行いますが、基準日において上場後5年未満の銘柄については、適用されません。

上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が 10 億円未満となった場合、管理会社は、有第 1107 条の 2 第 2 項第 10 号に規定により、適時開示を行う必要があります(上記 II 1. 参照)。これより、当該ETFは、翌年 3 月末日まで上場廃止にかかる猶予期間に入ります。

翌年2月末日が経過し、上記上場内国アクティブ運用型ETFの前年4月1日から2月末日までの11か月間における日々(休業日を除外します。)の純資産総額の単純平均が判明したら、管理会社は、直ちに、①当取引所に対し、当該11か月間の平均を記載した書面を提出するとともに(施第1110条の2第4項)、②当該11か月間の平均についての経過開示を行うこととなります。この時点で、当該11か月間の平均が10億円未満となっている場合、当該ETFは、監理銘柄に指定されます(施第1115条第1項第16号)。その他、当該年度の当該ETFの年間平均純資産総額が10億円未満となるおそれがあると当取引所が認める場合には、監理銘柄に指定されます(同号)。そして、実際に、当該年度の当該ETFの年間平均純資産総額が10億円未満となった場合、当該ETFは整理銘柄に指定されます。

(注2)

「上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が継続して1か月間投資者に提供されていない場合」について

上場内国アクティブ運用型ETFは、そのポートフォリオ情報について、情報配信ベンダーとの委託契約が解除されたり、何らかの理由によりポートフォリオ情報の配信が停止したりするなどして、実際に投資者に提供されなくなった同日から遅くともおおむね 5 営業日内には、監理銘柄に指定されます。

その後、ポートフォリオ情報が投資者に提供されなくなった同日から継続して1か月間投資者に提供されなかった場合には、(その時点での提供再開の目途の有無に関わらず)整理銘柄に指定されます。

IV 上場に関する料金

1. 上場審査料

- ・ 次の(a)及び(b)に定める額を合計した額
 - (a) 次のイ又は口に掲げる場合の区分に従い、当該イ又は口に定める額
 - イ 新規上場申請に係るETFに係る管理会社が上場ETF(上場が承認されたETFを 含む。)に係る管理会社又は上場審査中のETFに係る管理会社である場合 0円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150 万円
 - (b) 新規上場申請に係るETFの銘柄数に50万円を乗じた額
- ・ 支払期限:上場申請日が属する月の翌月末日

2. 新規上場料

金額:純資産総額の1万分の0.75(0.75ベーシスポイント)

計算対象:各ETFの上場日現在における純資産総額を基準とします。

・ 支払期限:上場日の属する月の翌月末日

3. 追加信託時の追加上場料

・ 金額:追加信託総額の1万分の0.75(0.75ベーシスポイント)

・ 計算対象:毎年の 12 月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の 12 月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなします。

・ 支払期限: 当該基準とした日の属する月の翌々月末日

4. 年間上場料

- ・ 金額: ETFごとに、純資産総額の1万分の0.75(0.75ベーシスポイント) (ただし、 純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5 (0.5ベーシスポイント) に相当する額に7,500万円を加算した金額とします。) にTD net利用料として12万円を加算した金額
- ・ 計算対象: <u>前年の12月末日</u>(当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日)現 在における純資産総額を基準とするものとします。
- ・ 支払期限:上記の計算によって計算された金額について、半額ずつを以下の期日までに支払 うものとします。

4月から9月までの期間に対応する年間上場料	9月末日
10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料	同年3月末日

- ※1 新規上場申請に係るETFに係る管理会社が上場ETF(上場が承認されたETFを含む。)に係る管理会社又は上場審査中のETFに係る管理会社が属する企業グループと同一の企業グループに属する場合であって、当該企業グループに属する特定の会社が当該新規上場申請に係るETF及び当該上場ETF(上場が承認されたETFを含む。)若しくは上場審査中のETFの上場方針を決定していると当取引所が認めるときは、当該新規上場申請に係るETFに係る管理会社を上場ETFに係る管理会社とみなします。
- ※2 テクニカル上場の場合、新規に上場した内国ETFの純資産総額から上場廃止となった 内国ETFの上場廃止前の純資産総額(上場廃止となった内国ETFが複数ある場合に は、上場廃止前の売買最終日における純資産総額が最も大きい内国ETFの上場廃止前 の純資産総額を指す。)を控除した額の1万分の0.75 (0.75ベーシスポイント)を新規 上場料として請求します。(ただし、当該計算により算出された金額が、10万円未満と なる場合には10万円とし、1,000万円を超える場合には1,000万円とします。)
- ※3 TDnet利用料は管理会社ごとに計算するものとします。
- ※4 100円未満の金額(消費税額及び地方消費税額を除きます。)は切り捨てます。
- ※5 消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとします。
- ※6 料金の支払いは、本邦通貨によるものとします。
- ※7 管理会社が、料金を支払期日までに支払わない場合には、管理会社に対し、支払期日の 翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるも のとします。
- ※8 上場した年の年間上場料の扱いは、下表をご参照ください。なお、支払対象期間は上場日の翌月からスタートします。

◆上場した年における年間上場料について (計算対象となる純資産総額と支払対象期間)

上場月	2月支払	8月支払	翌年2月の支払	翌年8月の支払
1月	上場日現在の純資産総	上場日現在の純資産総		同左
	額で2、3月の2か月分	額で4~9月の6か月分		
2月	2月は請求なし	上場日現在の純資産総		同左
		額で3~9月の7か月分		
3 月	_	上場日現在の純資産総		同左
		額で4~9月の6か月分	旧在	问在
4月	_	上場日現在の純資産総	請求月の前年 12 月末の	同左
		額で 5~9 月の 5 か月分	純資産総額で6か月分	
5月	_	上場日現在の純資産総		
		額で6~9月の4か月分		
6月	_	上場日現在の純資産総		
		額で 7~9 月の 3 か月分	同左	问在
7月	_	上場日現在の純資産総		□
		額で8~9月の2か月分		同左
8月	_	8月は請求なし	上場日現在の純資産総額	請求月の前年 12 月末の 純資産総額で 6 か月分
			で9月の1か月分+請求	
			月の前年 12 月末の純資	
			産総額で10~翌3月の6	
			か月分(※計7か月分)	
9 月	_	_	請求月の前年 12 月末の	
			純資産総額で10~翌3月	
			の 6 か月分	
10 月	_	_	請求月の前年 12 月末の	
			純資産総額で11~翌3月	
			の 5 か月分	
11 月	_	_	請求月の前年 12 月末の	
			純資産総額で12~翌3月	
			の 4 か月分	
12 月	_	_	請求月の前年 12 月末の	
			純資産総額で翌1~3月	
			の3か月分	

連絡先

- 上場制度全般に関するお問合せ株式会社東京証券取引所 上場推進部 03-3666-0141 (代)
- 適時開示に関するお問合せ株式会社東京証券取引所 上場部上場会社担当 03-3666-0141 (代)
- 上場審査に関するお問合せ日本取引所自主規制法人 上場審査部 03-3666-0141 (代)

発行日

初版発行 2023年6月29日 第3版発行 2024年4月1日

<u>ご注意</u>

本書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、株式会社東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Copyright ©2024, Tokyo Stock Exchange, Inc. ALL RIGHTS RESERVED.